

千葉労働局発表  
令和8年4月28日

【照会先】  
千葉労働局労働基準部健康安全課  
課長 松井 祐介  
課長補佐 加藤 護  
(代表電話)043(221)4312

報道関係者 各位

## 職場における熱中症による死亡災害ゼロを目指します

### ～ STOP!熱中症クールワークキャンペーンを実施～

厚生労働省では、5月1日から9月30日まで全国でSTOP!熱中症クールワークキャンペーンを実施します。

千葉労働局においても「Cool work CHIBA」をキャッチフレーズに「千葉労働局令和8年ロゴマーク」等を活用して職場における熱中症による労働災害を防止するための注意喚起を行います。また、令和8年3月に厚生労働省が策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知を図ります。

これらにより、職場における熱中症による死亡災害ゼロを目指します。また、休業災害についても前年比で半減を目指します。

#### ポイント

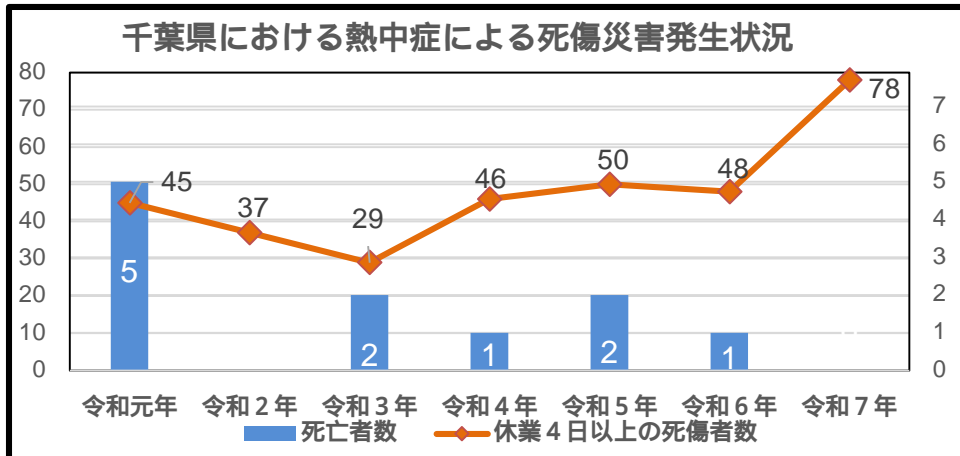
- 1 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。  
千葉県内では7月及び8月に熱中症による労働災害が多発していることから7月及び8月の2か月間を重点取組期間とします。
- 2 千葉労働局HPに「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の特設ページを開設します。(5月上旬開設予定)
- 3 「Cool work CHIBA」等の千葉労働局令和8年ロゴマークにより周知  
「Cool work CHIBA」及び千葉労働局健康安全課オリジナルキャラクター「給水丸」のステッカーを広く配布します。ステッカーをヘルメットに貼る等により作業者の労働者の熱中症防止に向けた意識の向上を図ります。

千葉労働局 令和8年ロゴマーク

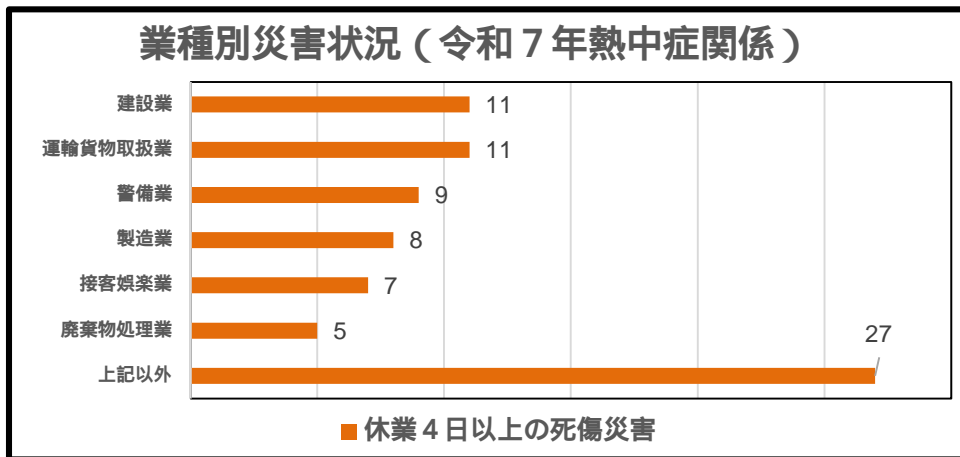


千葉労働局健康安全課オリジナル  
キャラクター「給水丸」

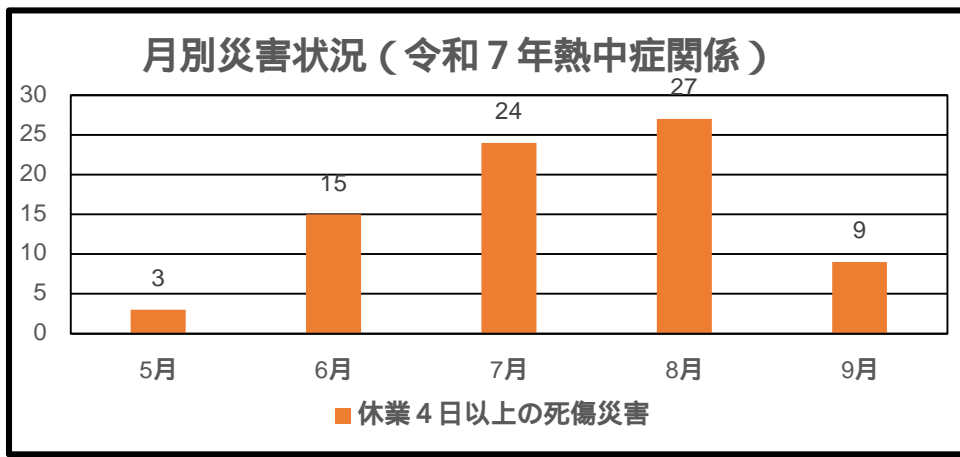
# 職場における熱中症の発生状況



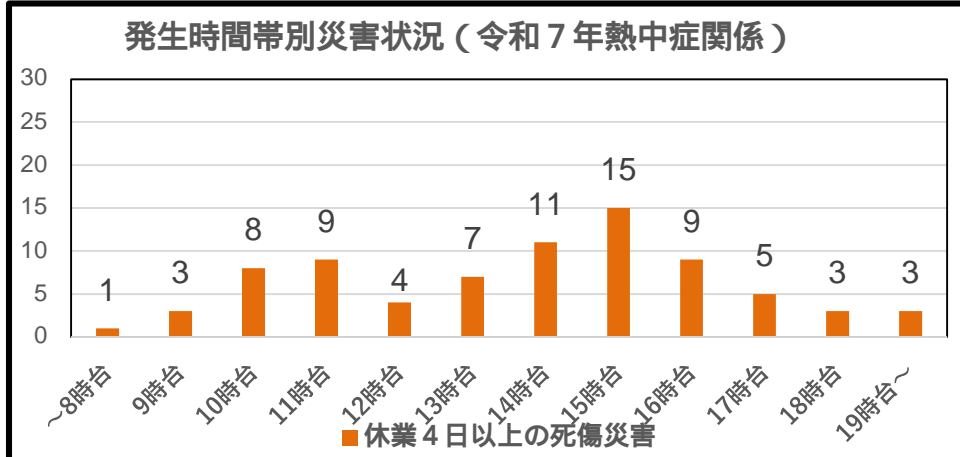
昨年は暑さによる影響で休業災害は増加しました。熱中症の重篤化を防止することを目的として改正された労働安全衛生規則が施行されたことにより死亡者数は全国でも半減しました。



業種別では建設業や警備業といった主に屋外での仕事が多い業種に加え、道路貨物取扱業でも熱中症による災害が多発しています。



発生月別では昨年も7月及び8月に多く発生しました。令和3年以降に発生した6件の死亡災害もすべて7月または8月に発生しています。



発生時間帯別では最も気温が高くなる時間帯で主に発生しています。多発する時間帯の作業等は避けて休憩時間などに充てるようにしましょう！

# STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組期間

リスクが高まる作業

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

## 基本的な考え方



見つける



判断する



対処する

労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。  
ケース：意識障害等の場合

(例) 作業員の様子がおかしい... (例) 医療機関への搬送、救急隊要請 (例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨**報告するための体制整備**及び**関係作業員への周知**

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう事業場における**緊急連絡網**、**緊急搬送先の連絡先及び所在地等** 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業員への周知**

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

**暑さ指数の低減**  
準備期間に検討した設備対策を実施

**服装**  
準備期間に検討した服装を着用

**プレクーリング**  
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

**暑熱順化への対応**  
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  
新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること

**日常の健康管理**  
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

**休憩場所の整備**  
準備期間に検討した休憩場所を設置

**作業時間の短縮**  
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

**異常時の対応**  
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)



**水分・塩分の摂取**  
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

**健康診断結果に基づく対応**  
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮  
糖尿病 高血圧症 心疾患 腎不全 精神・神経関係の疾患 広範囲の皮膚疾患 感冒 下痢

**作業中の作業者の健康状態の確認**  
巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

## 重点取組期間

7月-8月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。  
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
  - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

### 1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
  - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減
  - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
  - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

### 3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
  - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。  
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
  - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
  - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
  - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
  - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

### 5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

### 6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

### 7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

## 図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等



令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

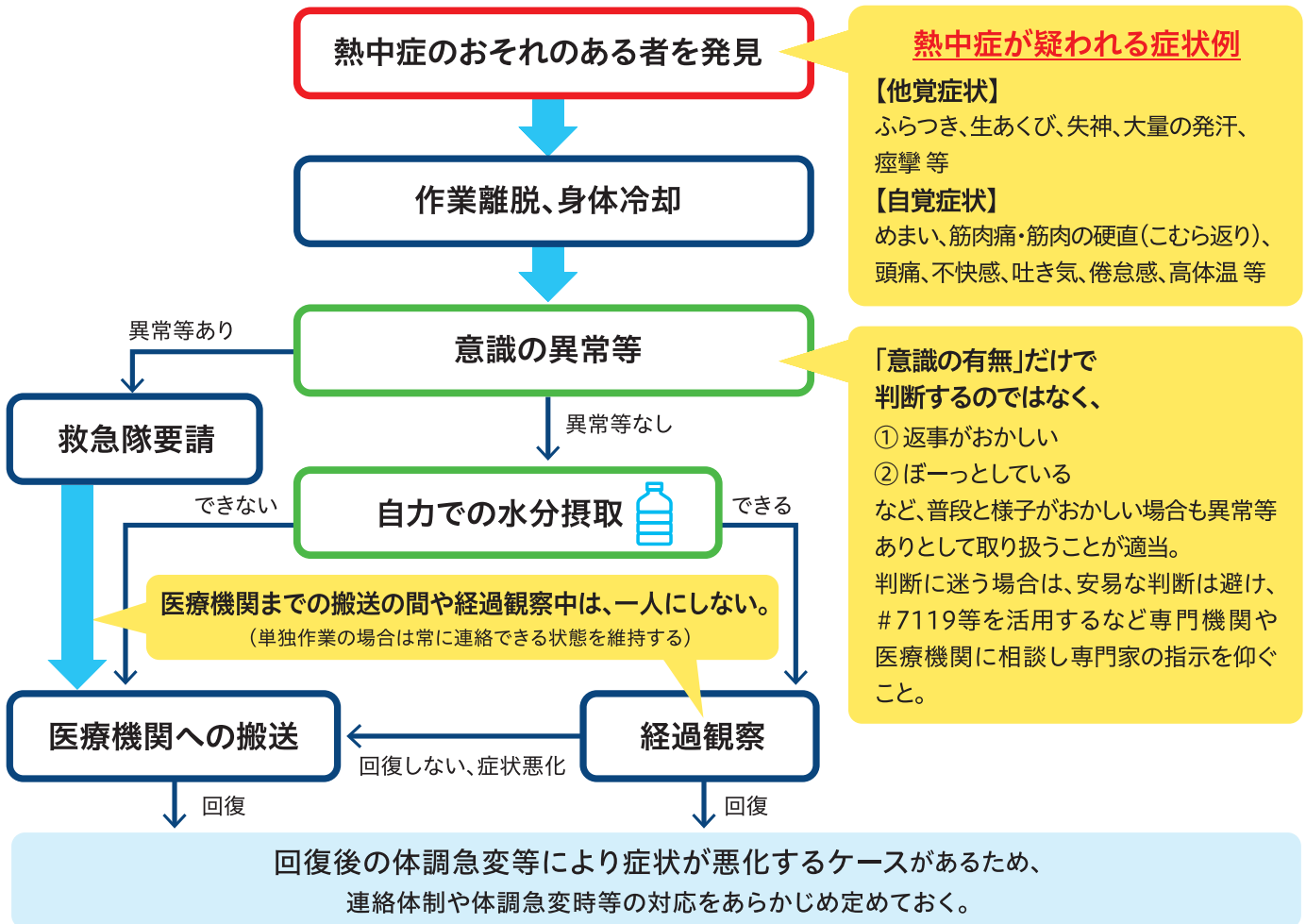
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

